

# 新規需要米に取り組む場合の手続等について



## ●取組計画書の提出期限は、6月11日です。

### (提出書類)

1. 新規需要米取組計画書
2. 新規需要米の販売等に関する契約書
3. 新規需要米の適正出荷に関する誓約書
4. 新規需要米の適正流通に関する誓約書
5. その他必要書類

※自家利用の場合は、「自家利用計画書」

※提出先は、八代市農業再生協議会(八代市農業振興課内)になります。

(注意事項)

- ・提出が遅れると認定が受けられません。
- ・計画書の内容に誤りがあると、正しく交付金が受けられません。ほ場や面積等、経営所得安定対策等の営農計画書と確認をしてください。
- ・取組に仲介業者がいる場合は、仲介業者を含めた契約が必要。  
※認定を受けた生産製造連携事業計画により米粉用米等に取り組む場合は、取組計画書の提出は不要。

※本制度の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年から5年間、確認書類を保管してください。